

令和 6 年 第 11 回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 6 年 10 月 10 日

柳川市農業委員会

第11回柳川市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年10月10日 午後2時00分～午後2時50分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 17名 欠席者 2名

議 題 議案第47号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第48号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第49号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第50号

1. 農地転用計画変更申請について

議案第51号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第52号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第53号

1. 農用地の買入協議に係る要請について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. 農業用施設への転用届出書について

4. 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について

その他

農業委員

出席委員（17名）

2番 藤 吉 利 広
4番 亀 崎 壽 満
6番 梶 島 一 晴
9番 三小田 由 勝
11番 田 中 満 義
13番 松 藤 稔
15番 原 壽 利
17番 阿志賀 一 喜
19番 島 添 茂 樹

3番 亀 崎 忠 治
5番 梅 崎 直 祝
7番 古 賀 宏 義
10番 藤 木 邦 彦
12番 松 藤 道 大
14番 浦 幸之助
16番 園 田 清 美
18番 小 柳 浩 子

欠席委員（2名）

1番 山 田 善 治

8番 野 口 秀 一

推進委員

出席委員（13名）

龍 正 典
乗 富 隆 公
梶 島 福 博
平 川 貴 大
大 津 眞 次
三 浦 榮 一
江 口 克 子

中 村 博
古 賀 勝 次
米 田 秀 俊
堤 和 弘
河 口 隆 光
吉 開 健

欠席委員（6名）

山 口 弘 司
池 上 藤 人
河 口 勇

成 清 義 法
櫻 木 利 和
鶴 田 信 行

本会議に出席した事務局職員

事務局 長 白 谷 雄一郎

事務局次長 平 河 郁 夫

事務局職員 田 中 道 博

午後 2 時00分 開会

○事務局長（白谷雄一郎君）

皆さんこんにちは。御案内時間となりましたので、ただいまより第11回総会を始めさせていただきます。

御起立をお願いします。礼。よろしくお願いします。御着席ください。

それでは、柳川市農業委員会規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、島添会長よろしくお願いいたします。

○議長（島添茂樹君）

皆さんこんにちは。昨日からヒノヒカリの取り入れがありまして、今日は推進委員さんたちも少ないようでございまして、モチの取り入れがまだ決まっていないようでございますので、もう少ししてから決まるようでございます。

それから、国会のほうで石破総理が突然衆議院が解散ということになりまして、15日が告示、そして27日が投票日ということで、目まぐるしい10月になるようでございます。

それから、今日の農業新聞を見てみますと、第1点に、今年は米の取引価格が2割強ということになっておるようでございますけれども、通帳に入ってみないと分からないことでございますので、とにかく楽しみにしておいていただきたいと思います。

それでは、ただいまより令和6年度第11回柳川市農業委員会の総会を始めたいと思いますので、皆さん方最後までよろしくお願い申し上げまして、私からの挨拶に代えさせていただきます。

では、座って始めさせていただきます。

本日の出席委員は17名で定足数でありまして、また、13名の推進委員の方に御出席いただいております。よって、ただいまから令和6年度第11回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして、議案を朗読させていただきます。

議案書を御覧ください。

令和6年

第11回柳川市農業委員会総会議案

議案第47号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第48号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第49号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第50号

1. 農地転用計画変更申請について

議案第51号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第52号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第53号

1. 農用地の買入協議に係る要請について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について
3. 農業用施設への転用届出書について
4. 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願いについて

その他

令和6年10月10日提出

柳川市農業委員会会長 島 添 茂 樹

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ありがとうございました。

今回提案しております案件は、議案第47号から議案第53号までの7件と報告4件であります。

本日の議事録署名委員に、9番の三小田由勝委員、12番の松藤道大委員を指名いたします。
早速議案の審議に入ります。

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

議案第47号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方同法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積4,259平米、外7筆、合計2万5,341平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,555平米、外2筆、合計2,861平米、小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,939平米、外3筆、合計4,015.01平米、小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積685平米、自作。譲受人〇〇。譲渡人、〇〇。

3ページを御覧ください。

申請番号5番、農地の所在〇〇、地目・田、面積730平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第47号の農地法3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権、売買を行うための申請です。代金は10アールで〇〇円。

申請番号2番は、離農する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権、売買を行うための申請です。代金は10アールで〇〇円。

申請番号3番は、親の〇〇から、子の〇〇へ所有権移転、贈与を行うための申請です。

申請番号4番は、経営縮小する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号5番は、離農する〇〇から、経営拡大しようとする〇〇へ所有権移転、売買を行うための申請です。代金は1筆で〇〇円。

申請番号1番から5番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第47号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございます。よって、議案第47号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

では、議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

議案第48号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので承認方同条第2項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号 1 番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積488平米。申請人、〇〇。転用目的、農業用倉庫。

申請番号 2 番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積207平米。申請人、〇〇。転用目的、農業用施設用地の敷地拡張。

申請番号 3 番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積98平米。申請人、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号 4 番、農地の所在、〇〇、外 4 筆、地目・田。面積1,155平米、外 4 筆、合計3,079平米。申請人、〇〇。転用目的、農業用倉庫及び堆肥舎。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第48号の農地法第 4 条について補足説明を行います。

申請番号 1 番は、〇〇が農業用倉庫設置のための申請です。

申請番号 2 番は、〇〇が農業用施設用地の敷地拡張のための申請です。

申請番号 3 番は、〇〇が一般住宅建築のための申請です。

申請番号 4 番は、〇〇が農業用倉庫及び堆肥舎建設のための申請です。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号 1 番及び 2 番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第 1 種農地と認定します。

第 1 種農地は原則転用不許可ですが、1 番は農業用施設として設置されるもの、2 番は既存敷地面積の 2 分の 1 以内を拡張として設置されるものの例外的許可に該当するため、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号 3 番の農地区分は、住宅が連たんしている区域内に近接し、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地のため、第 2 種農地と認定します。

第 2 種農地は第 3 種農地に立地困難な場合等に許可が可能ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものの例外的許可に該当するため、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号 4 番の農地区分は、農用地区域内にある農地のため原則転用不許可ですが、農業用施設については、周辺農地への日影や排水の影響や効率的な農地利用への支障等がない場合には例外的許可に該当するため、転用目的は問題ないと判断します。

なお、申請番号1番は、以前に造成のほうがなされており、既に農業用倉庫が建っておりますが、一部を農地として復旧するなど改善されており、許可権者である県とも協議を行い、農業用として使用することも考慮し、今回議案として付議していることを申し添えます。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第48号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございます。よって、議案第48号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

それでは、議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

議案第49号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましても、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積464平米、外1筆、合計474平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇、外1名。転用目的、一般住宅。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積942平米、外1筆、合計1,728平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇、外1名。転用目的、資材置場。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積98平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積296平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積374平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、資材置場。

6ページを御覧ください。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,859平米、外1筆、合計2,945平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、資材置場及び駐車場。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,528平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、大規模乾燥施設（荷捌き場）。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第49号の農地法第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇が一般住宅建設のための申請です。

契約の種類は売買、贈与。代金は1筆で〇〇円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇が資材置場設置のための申請です。

契約の種類は売買。代金は2筆で〇〇円。

申請番号3番は、譲受人、〇〇が一般住宅建設のための申請です。

契約の種類は贈与。

申請番号4番は、譲受人、〇〇が一般住宅建設のための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号5番は、譲受人、〇〇が資材置場設置のための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号6番は、譲受人、〇〇が資材置場及び駐車場設置のための申請です。

契約の種類は売買。代金は2筆で〇〇円。

申請番号7番は、譲受人、〇〇が大規模乾燥調製貯蔵施設用地（荷捌き場）設置のための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番及び3番の農地区分は、それぞれ住宅が連たんしている区域内に近接し、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地のため、第2種農地と認定します。

第2種農地は第3種農地に立地困難な場合等に許可が可能です。それぞれ住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものの例外的許可に該当するため、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号2番及び6番の農地区分は、それぞれ用途地域内の第1種住居地域にある農地のため、第3種農地と認定します。

第3種農地は原則許可が可能な農地となっておりますので、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号4番及び5番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と認定します。

第1種農地は原則転用不許可ですが、4番は住宅その他周辺に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、5番は既存敷地面積の2分の1以内を拡張として設置されるものの例外的許可に該当するため、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号7番の農地区分は、農用地区域内にある農地のため原則転用不許可ですが、農業用施設については周辺農地への日影や排水の影響や効率的な農地利用への支障等がない場合の例外的許可に該当するため、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第49号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしということで採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成であります。よって、議案第49号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第50号 農地転用計画変更申請について議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の7ページを御覧ください。

議案第50号

1. 農地転用計画変更申請について

下記農地について農地転用計画変更の申請があったので承認方付議する。

(1) ○○。

①変更する土地

農地の所在、○○、地目・田、面積3,006平米、外4筆、合計9,816平米。転用許可日、令和6年4月30日。転用目的、大規模乾燥調製貯蔵施設。

②変更する理由

荷捌き場や混雑時の待機場所を確保するため。

③当初事業計画と変更事業計画

当初計画、事業主、○○。着工、令和6年5月下旬から、完工、令和8年8月31日。

変更前、計画内容、大規模乾燥調製貯蔵施設、○○、地目・田、所要面積3,006平米、外

3筆、合計9,816平米。

変更計画、事業主、〇〇。着工転用許可後、完工、令和8年8月31日。

変更後、計画内容、大規模乾燥調製貯蔵施設（荷捌き場）、所要面積合計13,344平米、〇〇、地目・田、面積3,006平米、外4筆、合計13,344平米となっております。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第50号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございます。よって、議案第50号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第51号 農地移動適正化あっせん委員の指名について議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の8ページを御覧ください。

議案第51号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号 1 番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,426平米、外 1 筆。申出人、〇〇。
理由、経営縮小のため。

受理番号 2 番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,690平米。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号 3 番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,082平米。申出人、〇〇。理由、経営縮小のため。

受理番号 4 番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,886平米。申出人、〇〇。理由、離農のため。

受理番号 5 番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,061平米、外 1 筆。申出人、〇〇。
理由、離農のため。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号 1 番及び 2 番は昭代地区、3 番及び 4 番は大和地区となっております。5 番は三橋地区でありますので、同地域の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。議案第51号、申請番号 1 番及び 2 番は、推進委員の乗富隆公委員、古賀勝次委員、椛島福博委員、申請番号 3 番及び 4 番は、推進委員の河口勇委員、平川貴大委員、堤和弘委員、大津眞次委員にお願いいたします。

申請番号 5 番は、推進委員の三浦榮一委員、吉開健委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの 9 名を指名することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

賛成全員であります。よって、議案第51号については、先ほどの9名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第52号 柳川市農用地利用集積計画について議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案第52号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙のA4サイズの1枚ものの農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、令和6年10月11日。

1. 所有権移転関係。

利用権の種類、所有権、地目・田、農用地の利用内容、水田として、面積14,008平米、筆数9筆、売り手3名、買い手5名。

続きまして、裏面を御覧ください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇、地目・田、面積285平米、外1筆。所有権を移転する者（売り手）、住所、〇〇、氏名、〇〇、権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として、所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期、いずれも令和6年10月25日。対価〇〇円。対価の支払い方法、ゆうちょ銀行。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、福岡市中央区、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、外5件です。

続きまして、A4サイズ3枚、A3サイズ5枚つづりの農用地利用集積事業公告概要表の存続期間変更分を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、令和6年10月15日。

1. 利用権設定関係（存続期間変更）。

こちらにつきましては、年数と筆数のみを読み上げていきます。

変更後存続期間、年数5年、筆数2筆。変更後存続期間、年数6年、筆数5筆。変更後存続期間、年数7年、筆数12筆。変更後存続期間、年数8年、筆数2筆。変更後存続期間、年数9年、筆数8筆。変更後存続期間、年数10年、合計27筆。

裏面を御覧ください。

変更後存続期間、年数10.5年、筆数2筆。変更後存続期間、年数11年、筆数2筆。変更後存続期間、年数11.5年、筆数7筆。変更後存続期間、年数12年、筆数1筆。変更後存続期間、年数12.5年、筆数3筆。変更後存続期間、年数13年、筆数1筆。

2枚目を御覧ください。

変更後存続期間、年数13.5年、筆数1筆。変更後存続期間、年数14.5年、筆数7筆。変更後存続期間、年数15年、筆数9筆。変更後存続期間、年数15.5年、筆数4筆。変更後存続期間、年数16年、筆数10筆。変更後存続期間、年数16.5年、筆数5筆。変更後存続期間、年数17年、筆数7筆。変更後存続期間、年数18年、合計3筆。変更後存続期間、年数18.5年、筆数1筆。変更後存続期間、年数19年、筆数4筆。変更後存続期間、年数20年、合計123筆となっております。

続きまして、A4サイズ3枚目を御覧ください。

こちらにつきましても、変更後賃借料と筆数のみを読み上げていきます。

1. 利用権設定関係（賃借料変更）。

変更後賃借料、5千円が筆数5筆。変更後賃借料、10千円が筆数24筆。変更後賃借料、12千円が筆数18筆。変更後賃借料、13千円が筆数2筆。変更後賃借料、13,800円が筆数1筆。変更後賃借料、14千円が筆数2筆。変更後賃借料、15千円が筆数2筆。変更後賃借料、合計56千円が筆数3筆。変更後賃借料、白米13.5キロが筆数1筆。変更後賃借料、13,800円分の米が筆数4筆。変更後賃借料、1俵が筆数18筆。

詳細につきましては、別紙A3サイズ、各筆明細のとおりです。各自でお読み取りください。

以上、今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第52号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

全員賛成でございます。よって、議案第52号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第53号 農用地の買入協議に係る要請について議題といたします。

事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書9ページの下段を御覧ください。

議案第53号

1. 農用地の買入協議に係る要請について

農業経営基盤強化促進法第16条に基づき所有権移転に係るあっせん申し出があった下記農用地について、公益財団法人福岡県農業振興推進機構による買入が特に必要と認められるので承認方付議する。

申請番号1番、申出人、〇〇。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1万4,861平米。備考、令和6年10月1日申出。

○事務局次長（平河郁夫君）

それでは、議案第53号の農用地の買入協議に係る要請について御説明をいたします。

この件につきましては、8月の総会で農地移動適正化あっせん事業について、〇〇よりあっせんの申出があった分に関するものです。

申出人からの売渡し希望価格が8,000千円を超える金額と予想されますので、8,000千円の特別控除の適用を受けるあっせん事業ではなく、買入協議制度の活用によりまして農地を福岡県農業振興推進機構へ売り渡した場合、その譲渡所得に対して15,000千円の特別控除の適用を受けることができるため、その事務手続を進めるものであります。

お手元にお配りしておりますリーフレットの写しを御覧ください。

中の買入協議制度の仕組みを御覧ください。

こちらの②農業委員会からの要請が今回の提案事項となります。

所有者から農業委員会に売渡しの申出があった農地について、農業委員会は、福岡県農業振興推進機構による買入れが特に必要と判断された場合には、市長へ買入協議の要請を行うことと規定をされておりますので、今回、議案として付議するものであります。

なお、福岡県農業振興推進機構からの売渡しについては、市の利用集積計画に基づき、認定農業者へ売り渡すことが条件となっております。

説明は以上です。

○議長（島添茂樹君）

ただいま事務局より議案の朗読及び説明が終わりました。

議案第53号について御意見、御質問はありませんか。はい、どうぞ。

○4番（亀崎壽満君）

すみません。不勉強で。この制度はいつからあるんですか。前から。

前からあるんですか。

○事務局次長（平河郁夫君）

以前からありますが、なかなか8,000千円を超えるような希望価格が出ないので、ここ数年はこの制度を活用するまでに至っていません。

○4番（亀崎壽満君）

ここには8,000千円を超えたときは、事務局のほうで分かるから、この制度を使うなら、税金の控除額も高くなると教えてもらえるのでしょうか。

○事務局次長（平河郁夫君）

説明しております。

○4 番（亀崎壽満君）

すみません。以上です。

○議長（島添茂樹君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（島添茂樹君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（島添茂樹君）

賛成全員でございます。よって、議案第53号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、報告に移ります。事務局よりお願いいたします。

○事務局職員（田中道博君）

議案書の10ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和6年8月26日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,055平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。適用条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし。外20件です。

続きまして、議案書の14ページを御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和6年9月19日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,000平米、外1筆、合計3,012平米。使用貸人、〇〇。相続人代表、〇〇。使用借人、〇〇。適用条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定解約、外3件となっております。

続きまして、議案書の15ページを御覧ください。

報 告

3. 農業用施設への転用届出書について

下記農地について、農業用施設（転用面積200㎡未満）への転用届出書を受理したので報告する。

こちらにつきましては、別紙の報告3、申請箇所図と一緒に御覧ください。

受理番号1番、受理月日、令和6年9月3日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積601平米のうち199平米。届出者、〇〇。耕作面積3万2,427平米。備考、農業用倉庫。

続きまして、

報 告

4. 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について

下記農地について、許可申請書の取下願を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和6年9月25日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,205平米、外1筆。願出人（譲受人）、〇〇。譲渡人、〇〇。備考、令和6年8月20日付で農地法第5条の規定による許可申請書を提出していましたが、諸事情により申請を取り下げます。

報告、以上です。

○議長（島添茂樹君）

以上で議案及び報告が終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局よりお願いいたします。

○事務局長（白谷雄一郎君）

それでは、私のほうより御説明させていただきます。

3点ございます。

まず、1点目です。先ほどあっせん委員に指名されました推進委員さんにおかれましては、後ほど資料をお渡しいたしますので、御対応のほどよろしくお願いいたします。

2点目です。次回の総会日時でございます。次回総会は11月8日金曜日の午後2時から、こちらの大和庁舎のほうで開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願いします。

3点目でございます。こちらにつきましては、来週の視察研修に参加を御予定していただいております委員さんについてのお知らせです。研修の日程について若干の変更がありましたので、変更後の日程について、参加を予定されている委員さんにつきましては、机の上に配付をいたしておりますので、後ほどお目通しのほどをよろしくお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○議長（島添茂樹君）

これをもちまして令和6年度第11回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

午後2時50分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年10月10日

柳川市農業委員会会長 島 添 茂 樹

会 議 録 署 名 委 員 三小田 由 勝

〃 松 藤 道 大